

フリ太郎とまなぶ

フリーランス



フリ太郎

ぼくは、かけだしの映画監督フリ太郎。
フリーランス・事業者間取引適正化等法の勉強をして
いるよ。今回はあたらしい仲間のワン太を紹介するね

僕はワン太。CGクリエイターをしているよ
フリーランスになったばかりだから、いろいろ
分からないことが多いけど、がんばるぞ！

ワン太

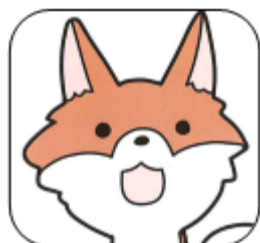


第5話

ハラスメント対策に関する 体制整備について



「おはよう！ モンチ、キッジー。こちら今日から一緒に働いてくれるワン太だよ。今日もみんなで力を合わせて頑張ろう」



「おはようございます！ 今日からよろしくお願いします」

「よろしくね！」



「よろしくお願いします」



「モンチ、具合はどう？ 気づいてあげられないこともあるから、他になにか配慮が必要なことがあれば、いつでも相談してね」

「ありがとうフリ太郎」





「モンチさんは、体調が悪いんですか？」

「実はわたし、妊娠していて
フリーランス法第13条に則って時短勤務をしているの」

※フリーランス法第13条については、第4回をご参照ください。



「それはおめでとうございます！
ぼく、はじめて知ったんですけど、フリーランスにも
出産、育児に関する配慮事項があるんですか？」



「そうなんだよ
僕もいま勉強中なんだけど、フリーランス法では
フリーランスの就業環境を整備するために
いろいろな取り決めがあるんだよ」

「たとえば、次のページから説明するハラス
メント対策なんかも盛り込まれているんだ」



ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

・**発注事業者**は、ハラスメントにより**フリーランス**の就業環境を害することが無いように**相談体制の整備その他必要な措置を講じなければなりません**。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として**不利益な取り扱いをしてはなりません**。

・発注事業者

この場合の発注事業者は
フリーランスに業務を委託する事業者のうち

- ①**従業員を使用する個人事業主**
 - ②**従業員を使用している**
もしくは2人以上の役員がいる法人
- いずれかにあてはまる事業者のことを指します。

「ここでいうハラスメントは
・**セクシャルハラスメント**
・**妊娠・出産に関するハラスメント**
・**パワーハラスメント** 等が含まれるよ」



「発注事業者はどういった体制整備が必要か、次のページから説明するね」



ハラスメント相談窓口の設置



発注業者

ハラスメント相談窓口へ
なんでも話してください。

パワハラを受けて
困っています…



フリーランス



「従業員向けのハラスメント相談窓口を
フリーランスも利用できるようにすることも可能だよ」

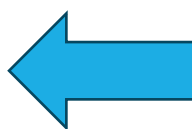
ハラスメントを行ってはならない方針の明確化・周知・啓発

就業規則へ
懲罰規定の記載

社内ホームページへ
方針の掲載

ハラスメント研修等の
実施

従業員やフリーランスにも
方針を周知しよう



発注業者

「ほかにも、発注事業者がハラスメントの相談を受けた場合は、**事実関係の正確な把握**
被害者・行為者への適切な対応
再発防止措置を講じるなど
迅速な対応をすることも必要だね」



「キッジー、教えてくれてありがとう
キッジーの説明は分かりやすくありがたいな」

「ありがとう。さて、僕たちも法律に気を付けて
気を引き締めて頑張っていかなきゃ」



「「頑張るぞー！！！」」

